

北 本 市 教 育 委 員 会
令 和 5 年 1 1 月 定 例 会 会 議 録

1 日 時	令和5年11月22日(水) 午後2時00分から3時21分まで			
2 場 所	北本市役所 会議室3-F			
3 教育長の氏名	神子修一			
4 出席した委員の氏名	一	委員 黒川範子	二	委員 久保田篤正
	四	委員 森田高正		委員 関根桂子
5 欠席した委員の氏名				
6 説明のため出席した職員	草野教育部長、坂詰教育総務課長、木暮学校教育課長、櫻井生涯学習課長、齊藤文化財保護課長			
議案及び報告件名	議 事 の 大 要			
1 開会の宣言	神子教育長： 令和5年北本市教育委員会11月定例会を開会する。			
2 会議録の承認について	<p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会10月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会10月定例会の議事録については、承認としてよろしいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 令和5年北本市教育委員会10月定例会の議事録は、承認する。</p>			
3 会議録署名委員の指名について	神子教育長： 本日の会議録の署名委員については、2番の久保田委員にお願いする。			
4 議事の取扱い	<p>神子教育長： 本日の案件は、報告事項が2件、審議事項が4件の合計6件である。</p> <p>事前に配布済みの教委議案第51号の取下げ理由及び教委議案第52号の追加理由について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第51号取下げ理由及び教委議案第52号追加理由の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第51号取下げ理由及び教委議案第52号追加理由について、質疑はあるか。</p>			

<p>5 報告事項(公開案件)</p> <p>(1) 教委報告第53号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」</p>	<p>— 特に意見なし —</p>
	<p>神子教育長： 教委議案第51号について議事から取下げし、教委議案第52号について議事に追加をしてよろしいか。</p>
	<p>— 各委員、了承 —</p>
	<p>神子教育長： それぞれ令和5年北本市教育委員会11月定例会の議事から取下げ及び追加をする。 なお、本日の案件については、全て公開審議である。</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第53号「教育長の決裁処分(共催・後援)の報告について」について、学校教育課及び生涯学習課より説明をお願いします。</p>
	<p>木暮学校教育課長： (教委報告第53号の1の説明)</p>
	<p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第53号の2の説明)</p>
	<p>神子教育長： 教委報告第53号について、質疑はあるか。</p>
	<p>森田委員： 発見たんけん埼玉県の発行について、掲載料を払って掲載することのだが、地域にある小さなお店は掲載出来ないのか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 詳しいことはわからないが、発行にも費用がかかるため、一定の掲載料は必要になる。</p>
	<p>森田委員： 中学生は職業体験活動を行うと思うが、この体験先と掲載店舗はリンクしていないのか。</p>
	<p>木暮学校教育課長： 北本市のキャリアチャレンジに協賛してくれているお店、会社とは異なるため、リンクはしていない。 北本市のキャリアチャレンジに協賛してくれたところが別途掲載料を払って掲載している場合もある。</p>
<p>黒川委員： 県内に本社がある企業が掲載条件となっているが、それ以外の企業については、掲載出来ないのか。</p>	
<p>木暮学校教育課長： 市内に事業所があればよいことになっている。</p>	
<p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p>	

	<p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第53号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第53号については、了承とする。</p> <p>(2) 教委報告第54号「令和6年北本市成人式開催概要について」</p> <p>神子教育長： 教委報告第54号「令和6年北本市成人式開催概要について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委報告第54号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委報告第54号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 新型コロナウイルス感染症が流行する以前の開催形式に戻ったということか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： そのとおりである。 二部方式に分けるような形も今回はなく、通常のとおりで実施する。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委報告第54号については、了承としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、了承 —</p> <p>神子教育長： 教委報告第54号については、了承とする。</p> <p>6 審議事項(公開案件)</p> <p>(3) 教委議案第48号「北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について」</p> <p>神子教育長： 審議事項に入る。</p> <p>神子教育長： 教委議案第48号「北本市野外活動センター設置及び管理条例の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いする。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第48号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第48号について、質疑はあるか。</p> <p>久保田委員： オートキャンプとはどういったものか。</p>
--	---

櫻井生涯学習課長： 車でキャンプサイトまで乗り入れてキャンプを行うことが出来るもの。

通常のキャンプサイトでは車をサイトまで付けることは出来ない。

野外活動センターの一番荒川寄り、一段下の広場の一部にオートキャンプサイトを設定する。

神子教育長： オートキャンプサイトは、何区画の場所を設置するのか。

櫻井生涯学習課長： 5区画を予定している。

1区画だいたい5メートル×8メートルの40平米である。

久保田委員： 区画内に複数台の車を置いていいのか。

櫻井生涯学習課長： 基本的には1台としている。

神子教育長： 遠くから野外活動センターを利用しに来ている人達は、どのようなところから情報を知って来ているのか。

櫻井生涯学習課長： 一般で使われている全国のキャンプ場が掲載されている予約サイトがあり、そこに野外活動センターも掲載されている。

青森、神奈川、群馬、岡山等、時期にもよるがかなり遠くから来ていただいている。

久保田委員： 旅行で移動するときに拠点として宿泊するという使い方が多いのか。

櫻井生涯学習課長： そういう使い方をしている人もいる。

自転車でツーリングしている中継点として使っていることもある。

都内にも近く、金額的にも民間に比べると安く、お風呂もあるため、キャンプの入門編、練習として使っていただいていることもある。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第48号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

<p>(4) 教委議案第49号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」</p>	<p>神子教育長： 教委議案第48号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： 教委議案第49号「第四次北本市生涯学習推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第49号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第49号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 計画期間は何年か。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 10年間である。</p> <p>神子教育長： 第三次計画の各指標について、達成状況が示されている。数値が悪化しているものもあるが、これはなぜか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 本計画の達成状況については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を大きく受けて、数値が悪化している。生涯学習の活動においては、対面で実施しているものが多いため影響が大きい。</p> <p>神子教育長： 幼稚園家庭教育学級について、令和4年度末の現状数値で、中止となっているが、これも新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けたものか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： そのとおりである。幼稚園を通して募集をしていたが、人が集まることもあり応募が無く開催できなかった。</p> <p>森田委員： 市民大学公開講座については、市民の人が講師になり市民の人に講義を行うという理解でよいか。市から該当者に講師の依頼をするということは無いのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： そのとおりである。応募いただいた市民の方に講師になっていただき、教えていただいている。</p> <p>黒川委員： 小中学校学習支援講座については、対象は誰で、誰が講師をしていて、どのような内容なのか。</p> <p>齊藤文化財保護課長： 文化財保護課において実施しており、蒲ザクラや板石塔婆の見学に行ったり、社会科の授業支援として文化財保護課の職</p>
--	---

員が伺い、デーノタメ遺跡や蒲ザクラの話をしたりしている。

森田委員： 芸術文化活動の充実、促進が取組みにあるが、どのような方が検討し発展させようとしているのか。

櫻井生涯学習課長： 文化施設については、市が行っていくことになり、施設毎に利用者にはアンケートを行う等を行っていく。

森田委員： 実際に市民の意見を吸い上げる機会が無いと、今まで通りとなってしまう。

櫻井生涯学習課長： 施設運営の中で、いただいたご意見をふまえながら運営していきたい。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第49号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

神子教育長： 教委議案第49号については、可決とする。

(5) 教委議案
第50号「北
本市子ども
読書活動推
進計画(案)
について」

神子教育長： 教委議案第50号「北本市子ども読書活動推進計画(案)について」について、生涯学習課より説明をお願いします。

櫻井生涯学習課長： (教委議案第50号の説明)

神子教育長： 教委議案第50号について、質疑はあるか。

久保田委員： 最近は小学生、中学生ともに高性能なタブレットやスマートフォンを持っており、自分ですぐに調べられる状況にある。
なぜ読書が必要なのかということを、先生から児童・生徒に伝えられる場面はあるのか。

木暮学校教育課長： 基本的には国語の授業の中で伝えているが、他にも朝の活動の時間で読書の時間を設けるなどを行う場合がある。
小学1年生、2年生では図書館を利用する時間を設けていることもあり、自分で読みたい本を探すところから、本に親しむ素地を養う活動をしている。

久保田委員： 疑問に思ったことや調べ事は、検索すればすぐに出てくるが、時間をかけて紆余曲折しながら手間をかけて調べること

は無駄な事ではなく、調べるプロセスで得られるものがたくさんあるということや、子供達の将来にプラスになることがあるということ伝えてもらいたい。

木暮学校教育課長： 了解した。

黒川委員： 読書に親しむということに関しては、担任の先生の影響も大きいと感じるが、学級だよりを発行している先生はいるか。

木暮学校教育課長： 学校によってもまちまちだが、学級だよりを出している教師は、児童生徒や保護者に伝えたいものがあるため作成しているので、一概に多い少ないということ言えない。

月に1回出す先生や週に1回出す先生もいる。

学級だよりの中で読書に触れている先生もいる。

森田委員： 本を読むイコール勉強と捉えると、勉強の嫌いな人からすると本を読むこととは距離がある。

本を読むことを奨める時に、別の角度からのアプローチを行うと若い世代が取り組みやすいかもしれない。

小学校、中学校の授業で本を作ってみる等をやってみると、本を好きになるきっかけになるのではないか。

神子教育長： 自分が読んだ本の感想文を書くのではなく、推薦文を書いて他の人に奨める事をコンクール化しているところがある。

短い文章で、この部分が良かった、こう思ったから、他の友達に奨めたいということを学校でやっても面白いと思う。

算数のテストでも文章のテストだと、問題の読解力がないと問題が解けない。

読解力がある子は本を読む子である。

本を読むことは子供にとっては面白くない。

そのため、やる気をどのように上げてあげるか工夫が必要である。

神子教育長： 他に、質疑はあるか。

— 特に意見なし —

神子教育長： 教委議案第50号については、可決としてよいか。

— 各委員、可決 —

(6) 教委議案
第52号「北

神子教育長： 教委議案第50号については、可決とする。

<p>本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部改正について」</p> <p>6 その他</p>	<p>神子教育長： 教委議案第52号「北本市栄市民活動交流センター設置及び管理条例の一部改正について」について、生涯学習課より説明をお願いします。</p> <p>櫻井生涯学習課長： (教委議案第52号の説明)</p> <p>神子教育長： 教委議案第52号について、質疑はあるか。</p> <p>神子教育長： 栄市民活動交流センターの供用開始及びコミュニティセンターの廃止については、教育委員会で議決いただき、条例で期日が決まっているが、工事業者が決まらないことから、期日について延期するものである。 工事業者が決まらない場合は、再度の延期もあり得る。</p> <p>久保田委員： 電気工事、設備工事だけ先に工事を行うことは可能なのか。</p> <p>櫻井生涯学習課長： 建設工事が親工事にあたるため、先に電気工事、設備工事を行うことは出来ない。</p> <p>神子教育長： 他に、質疑はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特に意見なし —</p> <p>神子教育長： 教委議案第52号については、可決としてよいか。</p> <p style="text-align: center;">— 各委員、可決 —</p> <p>神子教育長： 教委議案第52号については、可決とする。</p> <p>神子教育長： その他、事務局から連絡事項はあるか。</p> <p style="text-align: center;">— 特になし —</p>
<p>7 閉会の宣言</p>	<p>神子教育長： 以上をもって、北本市教育委員会11月定例会を閉会する。 北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年12月2/日</p> <p style="text-align: center;">教育長 <u>神子 修</u></p> <p style="text-align: center;">署名委員 <u>久保田 昌巳</u></p> <p style="text-align: center;">書記 <u>落合 元</u></p>